

■ 介護

従事する業務区分	身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）
	支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）
	日本人が通常従事することとなる業務（お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等）
	（注）訪問介護等の訪問系サービスにおける業務は対象外
雇用形態	直接雇用
試験区分	1 試験区分
技能試験	介護技能評価試験
日本語試験	① 介護日本語評価試験 ② 日本語能力試験（N4以上）、又は、国際交流基金日本語基礎テスト（両方の合格が必要）
試験免除等となる技能実習職種	介護
人数制限	事業所単位で、日本人等の常勤の介護職員の総数まで受入可能
管轄省庁	厚生労働省
受入機関に対して特に課す条件	介護分野における特定技能協議会に加入し、加入後は協議会に対し必要な協力を行うこと
	厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと